

動物に関する相談窓口

相談内容	相談窓口
犬の登録、鑑札交付、登録事項の変更 犬の死亡 狂犬病予防注射済票の交付	環境保全課(保谷庁舎1階)
犬による事故 動物に関する苦情 迷い込んだ犬の引き取り 負傷動物の収容 どうしても飼えなくなった犬・猫の引き取り 犬・猫を譲ってほしい	東京都動物愛護相談センター 多摩支所(☎042-581-7435)
飼い犬がいなくなった	東京都動物愛護相談センター 多摩支所、最寄の警察
動物無料相談 (獣医によるペットの飼い方等の相談)	両庁舎 毎月第3水曜日 午後1時30分～2時30分



公園で花火をするのはやめましょう

公園は市民みんなの憩いの場所です。利用者1人ひとりがルールを守り、楽しく使いましょう。

海や川などで自然にふれ、夜空に打ち上げる花火は楽しく夏休みなどの思い出の1コマとなるものです。しかしながら、市内の公園は住宅が近接していることから、公園での花火を禁止しています。

例年、これからの時期になりますと、市民の方より「打ち上げ花火の騒音の苦情」「花火のごみが散乱している」と、市に頻繁に苦情が寄せられるようになり、対応に大変苦慮しています。

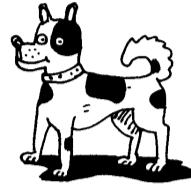
「公園での花火禁止」は、利用者1人ひとりのマナーと、ご家族や地域の方々のご協力でご実現できると考えています。

ご理解とご協力をお願いします。
公園緑地課(☎☎内線2434)



▼動物の飼い方に愛情と責任を▲
住居が密集している地域では、人と動物が一緒に暮らすうえで周辺環境への配慮が欠かせません。隣近所とトラブルを起こさないためにも、動物の飼い方をよく考えましょう。
飼い主が動物の習性や生理をよく理解していないと、動物の健康を害するだけでなく、人に迷惑や危害を及ぼしてしまうことがあります。飼い主となった以上、最後まで責任を持つようにならなければなりません。

●犬を飼っている方へお願い
糞を放置することは、周囲の人達にとって大変迷惑です。必ずキチンと回収するようお願いいたします。
散歩させる時は必ず引き綱などで繋ぎましょう。
犬は群れの中の力関係を重視します。甘やかすと自分がリーダーだと思われ、飼い主に従わなくなるとあります。飼い主に従わないうちはしつけを行い、指示を守ったときにはほめるようにしましょう。
飼い犬には登録が必要です。
生後91日以上の飼い犬で、登録がまだ済んでいない方は、登録の手続きをしてください。手続きは、環境保全課(保谷庁舎1階)、市民課(田無庁舎2階)、各出張所で行えます。
環境保全課(☎☎内線2212)



Q 10日ほど前に駅前です。手相を見てあげると声をかけられ、1万円で先生が鑑定してくれたいというので翌日出向いた。鑑定の後お守りに「数珠」を持つと良い方に行くといわれ契約をし、40万円を払った。その後家系図を持ってくるように言われ不審になり、数珠を解約したい。
A これは商品を購入しないと不幸になる。購入すれば不幸を免れる」と勧誘する霊感商法です。契約してから8日間以内であればクーリング・オフができます。この相談はクーリング・オフ期間を過ぎていて、契約をした経緯と理由を手紙で出すように助言しました。

消費生活相談Q&A

「数珠」を契約、解約したい

「数珠」を契約、解約したい
A この相談は、クーリング・オフ期間を過ぎていて、契約をした経緯と理由を手紙で出すように助言しました。
詳しくは消費生活相談室へお問い合わせください。
消費生活センター消費生活相談室(☎425-4040)

Q 10日ほど前に駅前です。手相を見てあげると声をかけられ、1万円で先生が鑑定してくれたいというので翌日出向いた。鑑定の後お守りに「数珠」を持つと良い方に行くといわれ契約をし、40万円を払った。その後家系図を持ってくるように言われ不審になり、数珠を解約したい。
A これは商品を購入しないと不幸になる。購入すれば不幸を免れる」と勧誘する霊感商法です。契約してから8日間以内であればクーリング・オフができます。この相談は、クーリング・オフ期間を過ぎていて、契約をした経緯と理由を手紙で出すように助言しました。
詳しくは消費生活相談室へお問い合わせください。
消費生活センター消費生活相談室(☎425-4040)

無料市民相談

内容	日 時	場所	内 容	日 時	場 所	問 合 せ		
一般市民相談	毎週月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時	(田) (保)	消費生活相談	毎週月曜日～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	消費者センター(☎425-4040)			
専門相談 (予約制)	法律相談	8月23日、9月1日・7日 午前9時～正午 9月7日は人権・身の上相談を兼ねる	住宅増改築相談	9月1日 午後1時30分～4時	田無庁舎2階ロビー	消費者センター (☎425-4141)		
		8月24日 午前9時～正午で人権・身の上相談を兼ねる 9月5日・6日・12日午後1時30分～4時30分		保谷庁舎1階ロビー				
	人権・身の上相談	9月7日 午前9時～正午	(田)	動物相談	8月16日 午後1時30分～2時30分	田無庁舎2階展示コーナー	環境保全課(☎464-1311内線2212)	
	8月24日 午前9時～正午	(保)	保谷庁舎1階ロビー					
	税務相談	9月8日 午後1時30分～4時30分	(田)	子ども家庭相談 (電話・面接)	毎週火曜日～土曜日 午前9時～午後4時	コール田無3階子ども家庭支援センター相談室	子ども家庭支援センター (☎451-0600) 相談専用電話 (☎451-0808)	
	9月1日 午後1時30分～4時30分	(保)	母子相談		毎週火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	保谷庁舎1階生活福祉課(☎464-1311内線2351) 事前連絡をしてください		
	不動産相談	9月7日 午後1時30分～4時30分		(田)	教育相談	毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	保谷庁舎4階	教育相談課 (☎464-1311内線2641) 電話相談 (☎425-4972)
	9月14日 午後1時30分～4時30分	(保)	女性悩みなんでも相談 (電話・面接)	月・火・金曜日 午前10時～午後4時、 木曜日午後3時～8時		市民会館2階相談室 月・火曜日午後1時～2時は休み、金・土曜日は正午～午後1時は休み いずれも予約優先。受付時間は相談終了時間の30分前までです。外出が難しい方には、電話でのカウンセリングにも応じます。	悩みなんでも相談 (☎450-0222) カウンセリング (☎450-0222) からだの相談予約電話 (☎450-0055) 生活文化課男女平等推進係(☎450-0055)	
	登記相談	9月14日 午後1時30分～4時30分		(田)	カウンセリング (面接)	水曜日午後3時～8時、 土曜日午前10時～午後4時		からだの相談 (面接)
	表示登記相談	8月17日 午後1時30分～4時30分	(保)	電話医療相談 (西東京市医師会)		8月はお休みです	電話歯科相談 (西東京市歯科医師会)	
交通事故相談	9月13日 午後1時30分～4時30分	(田)	年金・労災・雇用保険・人事一般相談	9月11日 午後1時30分～4時30分	行政相談	9月7日 午後1時30分～4時30分		9月8日 午後1時30分～4時30分
8月23日 午後1時30分～4時30分	(保)							
相続・遺言・成年後見等手続相談	9月8日 午後1時30分～4時30分	(保)	専門相談の予約開始... 8月17日(木) 印については8月3日から受付中 相談を希望する庁舎の市民相談室に直接または電話で申し込んでください。 なお予約開始日には窓口および電話が込み合い、電話がつながりにくくなる ことがあります。ご了承ください。 予約・問合せ ☎464-1311 (田)...田無庁舎2階市民相談室(内線1432) (保)...保谷庁舎1階市民相談室(内線2115)					